

京都市告示第375号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付け京都市告示第684号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成28年11月4日

京都市長 門川大作

- 1 一部の指定を解除する区域
京都市南区久世高田町336番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)